

# 住民税非課税世帯支援 給付金（3万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要な場合があります

- 住民税非課税世帯支援給付金（1世帯あたり3万円）は、住民税非課税世帯を支援する給付金です。また、対象となる世帯のうち、子育て世帯に児童1人あたり2万円の加算金が支給されます。

※ 本事業は、国の「重点支援地方交付金」を活用した事業です。

## 給付金の支給額

- (1) 1世帯あたり3万円
- (2) こども加算  
児童1人あたり2万円

## 給付金の支給時期

3月下旬～7月下旬  
申請が必要な場合は受理後、  
3週間を目安に支給

## 支給対象と申請の有無

### 支給対象となる世帯（下記のすべてにあてはまる世帯）

- ・ 令和6年12月13日時点で住民登録のある世帯
- ・ 世帯全員の令和6年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯



役場保健福祉課から3月中旬以降に  
順次案内文書をお送りいたします。

※一部返送手続きが必要な場合があります

詳しくは裏面へ

申請期限は**令和7年6月30日（月）**です。（消印有効）

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## 1. 支給決定通知書（圧着はがき）が届く世帯 3月中旬予定

令和5年度（7万円）及び令和6年度（10万円）に給付金を受給した世帯で、世帯構成等に変更がない世帯

- 対象となる世帯には、役場から給付内容や振込口座が書かれた支給決定通知書をお送りいたします。内容を確認して、振込口座等に誤りがなければ申請手続きは不要で、本給付金を支給します。
- 振込口座等を変更されたい場合は、**役場保健福祉課福祉係（下記お問合せ先）**にご連絡ください。

注：こども加算の対象世帯には別途『こども加算の給付について（支給決定通知書）』（圧着はがき）をお送りいたします。内容を確認して、振込口座等に誤りがなければ申請手続きは不要です。

## 2. 確認書（封書）が届く世帯（要申請） 3月下旬予定

支給対象となりうる世帯だが、1の支給決定通知書が届かない世帯

- 対象となる世帯には、役場から確認書をお送りいたします。
- 確認書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に役場保健福祉課窓口に、直接または郵送でご提出ください。

## 3. 申請書の提出が必要な世帯（要申請） 3月下旬予定

支給対象世帯と思われるが、1の支給決定通知書、2の確認書が届かない世帯

- 対象と思われる世帯には、役場から申請書をお送りいたします。
- 世帯状況によっては、申請書が送付されない場合があります。お手数ですが、ホームページからダウンロードして、申請をお願いします。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に役場保健福祉課窓口に、直接または郵送でご提出ください。

※詳しくは、広尾町ウェブサイト、給付金・定額減税一体措置もご覧ください

広尾町 給付金

検索

### お問い合わせ

広尾町役場保健福祉課福祉係

01558-2-0172（直通）

受付時間 平日8:30～17:15

